令和　年　月　　日

（宛先）京都市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

「しまつのこころ条例」に基づく事業者報告制度に係る

面積要件非該当の報告

「しまつのこころ条例」に基づく事業者報告制度に係る報告書兼計画書について，下記のとおり提出義務に係る規模要件を満たさない旨，報告します。

なお，報告書兼計画書の提出をいたしませんが，引き続き，条例の規定に沿った運営を継続いたします。加えて，再び面積要件に該当することになった場合は御報告のうえ，報告書兼計画書を提出いたします。

* 京都市内に所在する事業所（店舗等）が１店舗のみ

店舗の延床面積　　　　　㎡

* 京都市内に所在する事業所（店舗等）が２店舗以上

京都市内の各事業所（店舗等）の「名称」「延床面積」を以下（又は任意様式）に記載

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 店　舗　等 |  | 名称 | 延床面積（㎡） |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |
| ４ |  |  |
| ５ |  |  |
| 合計 | |  |

注１　延床面積は，バックヤードを含めた事業の用に供している床面積

注２　４月１日時点

（参考）規模要件

|  |  |
| --- | --- |
| 業種の別 | 面積要件 |
| 物品小売業者（食品スーパー，コンビニエンスストア，家電量販店等） | ①１店舗の延床面積が500㎡以上  ②京都市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000㎡以上 |
| 飲食店業者（レストラン，直営レストランがあるホテル，料理旅館等） |